

スイングサービス規定

株式会社 富山第一銀行

1. スイングサービス

スイングサービス(以下、「このサービス」といいます。)とは、あらかじめ指定された同一通帳内の普通預金口座と貯蓄預金口座(以下、これらの預金口座を単に「普通預金口座」「貯蓄預金口座」といいます。)との間で、あらかじめ指定された振替日(振替日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。以下、単に「振替日」といいます。)の営業開始前に、あらかじめ指定の方法により自動振替を行うサービスをいいます。

2. 預金の残高

(1)この規定での普通預金口座の残高および貯蓄預金口座の残高とは、このサービスによる振替処理を行う直前の時点での、証券類の決済確認前のものを差し引いた残高です。

(2)本条第1項の残高には、当座貸越可能金額を含みません。

3. 普通預金口座から貯蓄預金口座への振替

このサービスによる普通預金口座から貯蓄預金口座への振替は、次によります。

(1)一定金額型

あらかじめ指定された振替金額を、普通預金口座から貯蓄預金口座へ振替入金します。ただし、普通預金口座の残高が振替金額に満たない場合には、その振替処理は行いません。

(2)普通預金残高指定型

普通預金口座の残高からあらかじめ指定された普通預金口座の残高(以下、「基準残高」といいます。)を差し引いた残りの金額を、貯蓄預金口座へ振替入金します。ただし、普通預金口座の残高が基準残高に満たない場合は、その振替処理は行いません。

4. 貯蓄預金口座から普通預金口座への振替

このサービスによる貯蓄預金口座から普通預金口座への振替は、次によります。

(1)一定金額型

あらかじめ指定された振替金額を、貯蓄預金口座から普通預金口座へ振替入金します。ただし、貯蓄預金口座の残高が振替金額に満たない場合は、その振替処理は行いません。

(2)普通預金残高指定型

貯蓄預金口座から、普通預金口座の残高(第2条第2項にかかわらず、当座貸越が発生している場合には貸越残高)が基準残高に満つる金額を普通預金口座へ振替入金します。ただし、貯蓄預金口座の残高がこの基準残高に満つる金額未満の場合は、貯蓄預金の残高の金額を普通預金に振替入金します。

5. 少額貯蓄非課税制度の適用をうけている場合

普通預金口座または貯蓄預金口座が少額貯蓄非課税制度の適用をうけている場合で、このサービスの振替入金により当該口座の残高(第2条第1項にかかわらずこの場合に限り、受入れた証券類の決済確認前のものを含めた残高)が非課税限度額を超えるとときは、その振替入金処理(または一部金額の振替入金処理)を行いません。

6. 振替の優先順位

(1)同一日に2件以上のこのサービスを行う場合(振替日が別の日のものが当該振替日が銀行休業日のため同一日にこのサービスを行う場合も含みます。)は、そのいずれを優先するかは当行の任意とします。

(2)振替日にこのサービス以外の、振替入金および振替出金がある場合には、このサービスとそれらのいずれを優先するかは当行の任意とします。

7. 預金通帳、払戻請求書提出の省略

このサービスによる自動振替処理のための普通預金口座および貯蓄預金口座の引落については、総合口座取引規定、普通預金規定および貯蓄預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

8. 届出事項の変更

このサービスの届出事項の内容に変更があった場合は、当行所定の書面により直ちにお取引店に届けてください。
この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

9. 解約等

- (1) このサービスは当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は所定の書面によることとします。
- (2) 普通預金口座または貯蓄預金口座について相続の申出、または(仮)差押が発生したときは当行はいつでもこのサービスを解約または中止できるものとします。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、別途交付の総合口座規定、普通預金規定及び貯蓄預金規定により取扱います。

11. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2020.4